

指定管理者制度導入方針

第1 趣 旨

公の施設の管理については、平成15年の地方自治法(第244条の2関係)の改正により、従来公共的団体等に限定されてきた管理委託制度から、民間事業者を含む団体を地方公共団体が指定する指定管理者制度に転換された。

この指定管理者制度の趣旨は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間等の能力を活用しながら、住民サービスの向上に努めるとともに、経費の節減を図ることを目的としたものである。

これにより、平成18年9月2日以降、公の施設の管理については、市が直営で行い、個別に業務を一部委託する方法と、指定管理者に管理を任せる方法とのいずれかを選択することとなっている。

指定管理者制度とこれまでの管理委託制度との違い

項 目	管理委託制度	指定管理者制度
管理主体	普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体	法人その他の団体(=株式会社、法人格のない任意団体など団体であればすべて含まれる。)
指定の仕方	条例に委託先の規定必要	議会の議決が必要
管理業務の範囲	施設・設備の維持管理などの積極的に公物本来の目的を達成させることを目的とする公物管理権(使用許可等権力的色彩の強いものを除く。)	法令上市長のための権限に属する事務(例：使用料の強制徴収、不服申立てへの決定、行政財産の目的外使用許可等)以外すべて(=使用許可も可)
管理の期間	単年度(契約による)	適当な期間を議会の議決を経て特定
選定の手続き	条例に規定不要	条例に規定必要(指定の手続、管理の基準及び業務の範囲)

第2 現 状

「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設のことであり、本市には、文教施設、社会福祉施設、スポーツ・レクリエーション施設など200余りの施設がある。

本市における指定管理者制度の導入は、合併による新市発足後の平成17年度から取り組んできたところであるが、現在、指定管理者制度を導入している施設(64施設)については、以下のような事項が検討課題として残された。

- (1) 制度の導入までに、十分な期間が確保できなかった。

平成18年4月からの駆込み導入であったことから、準備期間が短く、施設の管理業務の範囲や管理基準、また、制度導入によって、施設をどのように活用するか等、管理運営上の課題整理が十分できなかった。

- (2) 全施設が公募によらず、また、その大半が従前の団体を引き続き指定管理者として指定した。

従来の管理委託制度による委託先との関係や、受託の経緯等により、ほとんどの施設は委託先をそのまま指定管理者として指定したことから、管理コスト削減、サービス向上といった指定管理者制度導入のメリットが余り発揮されていない。

これらの課題を解消するため、今後の制度導入について方針を策定する。

第3 導入の判断

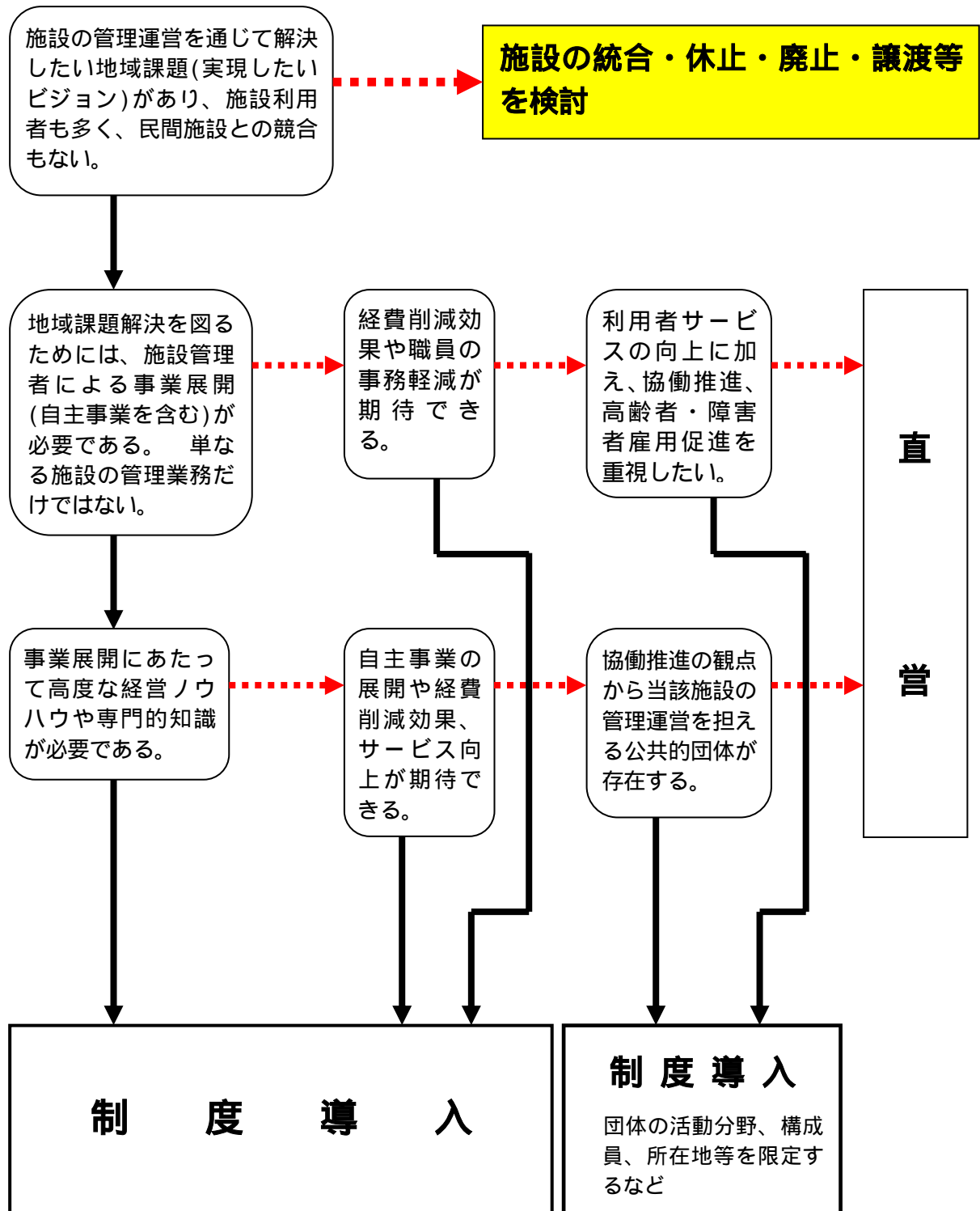
指定管理者制度導入に当たっては、以下に示す「指定管理者制度導入の判断ポイント」及び「指定管理者制度導入の判断フロー」に基づいて、制度導入による管理運営、直営による管理運営、さらには施設の統合・休止・廃止・譲渡等の方針を決定する。

(1) 指定管理者制度導入の判断ポイント

指 定 管 理 者	直 営
<p>民間参入の可能性がある施設 行政以外に同様のサービスを提供する民間事業者等が存在する場合、民間事業者等が市と同様又は類似の施設を設置しており、市の施設が民間と競合している場合</p> <p>サービス向上が期待できる施設 民間経営感覚の導入により、利用者に対する接客や窓口サービス、相談、苦情処理等が質的に向上する場合</p> <p>管理運営経費の削減が期待できる施設 競争原理の導入、民間ノウハウの活用(柔軟な人材活用、コスト意識の徹底等)により、管理運営コストの削減が期待できる場合</p> <p>施設の利用促進が期待できる施設 利用料金制の採用とともに、民間ノウハウ(新たな発想(利用時間の拡大等)、専門性、事業の企画運営能力(自主事業を含む))を活用することにより、施設の利用促進が期待できる場合</p> <p>住民自治意識の向上、地域協働の推進が期待できる施設 地域団体やNPO法人による管理運営により、住民自治意識の向上や地域協働意識の向上が期待される場合</p> <p>単純な管理業務が主となっている施設 新規に設置する施設のうち、直営とすべき合理的理由のない施設</p>	<p>制度導入のメリットがない施設 清掃・メンテナンス等の業務委託で対応でき、施設の管理運営(サービス向上や経費削減、利用促進等)に関し、民間ノウハウの導入の余地が少ない場合(制度導入に見合う業務があまりない場合)、または職員の指導のもと、臨時職員・パート職員で十分対応できる場合</p> <p>市の関与が必要な施設 施設で実施する政策的な事業と施設管理業務とを市が一体的に実施した方が効率的・効果的な場合(政策的な事務事業を民間委託できない場合)</p> <p>民間参入が期待できない施設 行政以外に同様のサービスを提供する民間事業者等が存在しない、民間が参入するメリットがない等、民間参入の可能性がない場合</p> <p>施設のあり方の再検討 施設のあり方の再検討を行うため、一定の検討期間を確保する目的で直営を維持する必要があるもの(統合・休止・廃止・譲渡等)</p> <p>個別法で管理者が規定されている施設</p>

(2) 指定管理者制度導入の判断フロー

YES →
 NO →



第4 基本の方針

公募の原則

制度の趣旨を考えると、公募することにより市場原理がはたらき、より一層のサービス向上やコスト縮減が期待される。したがって、指定管理者の選定に当たっては、原則、公募とする。

例外として、地域密着型の施設で住民自治意識等の向上、協働推進等が期待でき、かつその受け皿となるべき団体がその地域に1団体しか存在しないといった場合等、公募による選定方法がなじまない施設については、公募によらない方法も採ることができるものとする。

なお、公募せずに選定する場合には、十分かつ合理的な理由が必要であり、あらかじめ、指定管理者候補者選定委員会の承認を得るものとする。

「指定管理者の指定」は、議会の議決を経て決定されるので、この方針の中で使用する「指定管理者の選定」はあくまで「候補者の選定」である。

第5 選定手続

1 指定管理者の選定

指定管理者の選定方法

- (1) 選定は、原則として施設ごとに行う。
- (2) 複数の施設を一の指定管理者とした方が効果的である場合は、複数の施設を一の指定管理者として選定することができる。
- (3) 選定は、原則として公募により募集した団体から行う。ただし、次の場合は、公募によらない選定を行うことができる。
 - ア 緊急を要し、公募する暇がない場合
 - イ 応募する団体がなかった場合
 - ウ 応募した団体に指定管理者として適当な団体がなかった場合
 - エ 特に市長が必要と認めた場合
- (4) 公募を行う場合は、次の方法により行う。
 - ア 必要に応じて特別の条件を付することができる。
 - イ 周知方法は、広報紙や市のホームページを幅広く活用する。
 - ウ 必要事項を記載した公募要領を作成する。
 - エ 周知期間は、原則として4週間以上とする。
 - オ 庶務は、当該施設を所管する部署で処理する。

2 指定期間

指定管理者の指定期間は、次のとおりとする。

- (1) 公募によるものは原則5年とする。
- (2) 公募によらない選定を行ったものは原則3年とする。ただし、特別の事由があると認める場合は、期間を延長又は短縮することができる。

3 申請者の資格

指定管理者の募集に応募できるものの資格は、次のとおりとする。

- (1) 応募の際、現に本市から一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (2) 過去1年以内に他の地方公共団体から指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。

- (3) 会社の更生手続開始、再生手続開始等の申立てがなされていないこと。
 - (4) 団体の代表者が成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者でないこと。
 - (5) 団体が法人の場合にあっては当該団体が、法人でない場合にあっては当該団体の代表者が納めるべき税及び公共料金を現に滞納していないこと。
 - (6) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
 - (7) 暴力団又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
 - (8) 地方自治法に基づく議員等の兼業禁止規定に抵触することとなる団体でないこと。
 - (9) その他市長が必要と認める事項
- (必要に応じて) 本市内に事業所、営業所等のある団体であり、かつ、岡山県内に本社、本店等のある団体であること。

4 候補者の選定

公募により、指定管理者の候補者を決定する場合は、公正性及び公平性を確保するため、次により行う。

(1) 審査機関

指定管理者候補者選定委員会で候補者を選定する。

(2) 審査の方法・基準

「指定管理者候補者選定委員会審査要領」による

(3) 仮協定の締結

施設の管理者(市長又は教育委員会)は、審査機関が選定した候補者と協議を行い、合意すれば仮協定を締結する。

(4) 選定結果

選定の結果は、仮協定の締結後、応募者に対し速やかに通知し、ホームページなどで公表する。

なお、公募によらないで候補者を決定する場合でも、企画提案書等の提出を求め、指定管理者候補者選定委員会において指定管理者としての適否を審査する。

5 指定管理者の決定

候補者として選定されたものは、議会の議決により指定管理者となり、協定を締結する。

指定管理者候補者選定委員会審査要領

(趣旨)

第1 この要領は、指定管理者候補者選定委員会での公募による指定管理者の候補者の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査の基準)

第2 審査の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の設置目的の理解
- (2) 利用者の平等な利用の確保
- (3) 施設の効用の発揮
- (4) 管理を安定して行う物的及び人的能力
- (5) 経費の節減
- (6) 施設で行う自主事業など当該施設の実情に応じて必要な事項

(審査の方法)

第3 審査は、第2に規定する基準に基づき施設ごとに定める「指定管理者候補者選定における審査基準表」に掲げる各項目について、提出された応募書類及び企画提案等の書類審査及び聴き取りによる審査により、各委員が審査点を付して行うものとする。

2 前項の審査の結果から、各委員の審査点の総合計により順位を付す。ただし、審査点の総合計の最も高い応募者が複数あったときは、委員の投票にて順位を決するものとする。

(庶務)

第4 審査に係る庶務は、指定管理者を指定しようとする公の施設を管理する部署において処理する。

指定管理者候補者選定における審査基準表(標準)

選定基準	審査項目	審査の視点	配点	A	B	C	D	E
1 利用者の平等な利用の確保等	利用者の平等な利用の確保	平等な利用の確保のための方策(公の施設の設置目的の理解等)は十分か	20	5	4	3	2	1
	利用者に対するサービスの向上	利用者等の要望、意見等を迅速に反映させる方策がとられているか		5	4	3	2	1
		利用者のトラブルの未然防止と対処方法は十分か		5	4	3	2	1
		サービス全般について定期的に評価し、改善に結びつける方策があるか		5	4	3	2	1
2 公の施設の効用の発揮	効用の発揮	事業計画の内容が、具体的・現実的であり、かつ、創意工夫が見られるか	20	5	4	3	2	1
		施設の利用を促進させる方策(宣伝、広報等)がとられているか		5	4	3	2	1
		地域や関係団体との連携(交流、協力等)に対し、積極的で具体的な方策があるか		5	4	3	2	1
		防犯・防災・緊急時の対応にかかる取組みは的確で、事故防止にも取り組んでいるか		5	4	3	2	1
3 管理を安定して行う物的及び人的能力	施設の適切な運営	施設や設備の維持管理計画は適切であるか	20	5	4	3	2	1
	人的能力	適切な人員や有資格者を配置し、十分な育成・研修体制は講じられているか		5	4	3	2	1
	個人情報保・情報公開	個人情報保護及び情報公開への取組みは適切か		5	4	3	2	1
	経営能力	収支計画は事業計画との整合性が図られており、かつ、実現可能性はあるか		5	4	3	2	1
4 施設管理に関するその他の要件事項	自主事業	自主事業の内容が施設の設置目的に合致しており、かつ、利用者にとって魅力的なものか	20	5	4	3	2	1
	提案等	新たなサービス展開に向けた提案等があるか		5	4	3	2	1
		(施設に応じた項目を担当課で記載)		5	4	3	2	1
		(施設に応じた項目を担当課で記載)		5	4	3	2	1
5 管理に係る経費	管理に係る経費(自主事業に係る経費を除く。)の縮減	{1 - (提案価格 / 提示価格)} × 100 上記計算結果の小数点以下は、四捨五入とする。また、計算結果が10点以上の場合は、点数を10点とする。	10					